

議案第 77 号

小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

小松島市地域下水道条例（昭和 63 年小松島市条例第 20 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例

小松島市地域下水道条例（昭和63年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「108円」を「110円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の小松島市地域下水道条例第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用者が排除した汚水に係る使用料について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している地域下水道の使用で、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。